

令和元年12月3日  
健康部生活衛生課

## 江東区事務手数料条例の一部を改正する条例

### 1 改正の理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が、平成30年6月27日に公布され、これに伴い、「毒物及び劇物取締法」の一部が改正され、令和2年4月1日から施行することとされた。

このため、江東区事務手数料条例の毒物及び劇物取締法にかかる根拠条文を改正する。

### 2 改正の概要

江東区事務手数料条例における「別表第4 保健所関係手数料(第6条関係)」中、「91 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第4条第3項」を「91 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第4条第2項」に、「92 毒物及び劇物取締法第4条第4項」を「92 毒物及び劇物取締法第4条第3項」に改める。

### 3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

### 4 新旧対照表

2ページを参照

江東区事務手数料条例 新旧対照表

現行				改正案			
本則 (略)				本則 (略)			
別表第1～別表第3 (略)				別表第1～別表第3 (略)			
別表第4 保健所関係手数料(第6条関係)				別表第4 保健所関係手数料(第6条関係)			
事務	手数料の名称	額	徴収時期	事務	手数料の名称	額	徴収時期
(略)				(略)			
9 1 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第4条第3項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録申請に対する審査	毒物劇物販売業登録申請手数料	1件につき 16,900円	登録申請のとき	9 1 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第4条第2項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録申請に対する審査	毒物劇物販売業登録申請手数料	1件につき 16,900円	登録申請のとき
9 2 毒物及び劇物取締法第4条第4項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録更新申請に対する審査	毒物劇物販売業登録更新申請手数料	1件につき 7,400円	更新申請のとき	9 2 毒物及び劇物取締法第4条第3項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録更新申請に対する審査	毒物劇物販売業登録更新申請手数料	1件につき 7,400円	更新申請のとき
(略)				(略)			
別表第5～別表第9 (略)				別表第5～別表第9 (略)			
				<p>附 則</p> <p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>			